社会福祉法人夕張市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規定

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人夕張市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の 定款10条及び第25条の規程に基づき、本会の役員等の報酬及び費用弁償の 支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事、評議員の他、各委員会の委員 をいう。

(報酬及び費用弁償)

- 第3条 役員等については、報酬を支給しないこととし、理事会・評議員会及び、その他の会議・委員会等への出席、監事監査への出席など法人業務を行う場合、日当 1,000円の費用を弁償する。ただし、役員等のうち本会常勤役員、地方公共 団体の常勤職員については、これを支給しない。
 - 2 役員等が職務のため旅行したときは、本会旅費支給規程に基づき、費用弁償として旅費を支給する。
 - 3 同一日に開催される理事会、評議員会及び本会が設置する部会、または本会が管理運営する団体に係る会議に出席する場合の出務回数は1回とし、重複して支給しない。

(公 表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める ものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。